鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第４０号

鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例

鳥取市事務分掌条例（昭和５０年鳥取市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条健康こども部の項に次の２号を加える。

⑶　食品衛生に関すること。

⑷　動物愛護に関すること。

第２条都市整備部の項第５号中「住宅管理」を「住宅」に改め、同条環境下水道部の項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　廃棄物に関すること。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。